

## 第4回 Shigeru Kawai 国際ピアノコンクール <審査規程>

### Rules of Judgement of the 4<sup>th</sup> Shigeru Kawai International Piano Competition

#### 趣旨 (第1条)

この規程は、第4回 Shigeru Kawai 国際ピアノコンクールの各審査における演奏、各賞の審査について必要な事項を定めるものとする。

#### 審査の対象 (第2条)

1. 審査委員は、原則としてすべての出場者の演奏について審査しなければならない。
2. 前項にもかかわらず、審査委員が欠席して出場者の演奏の全部または一部の審査を行わなかった場合は、当該審査委員が欠席した予選、本選または各賞に対応する審査は無効とする。
3. 前2項にもかかわらず、審査委員は、出場者のうち過去2年以内に個人的に指導したことがある者、師弟関係にある者がいる場合は、その出場者のファイナルの審査をすることはできない。その場合、審査委員は当該出場者の氏名をファイナルの審査を開始するまでにコンクール事務局に届け出なければならない。

#### 各審査の通過人数 (第3条)

1. 各審査の出場者の通過者数は次の通りとする。

予備審査通過者 (1次予選出場者)	54人
1次予選通過者 (セミファイナル出場者)	18人
セミファイナル通過者 (ファイナル出場者)	6人
2. 前項の予備審査および1次予選の通過者数は、審査委員長が必要と認める場合は、主催者との協議の上変更することができる。

#### 審査の方法 (第4条)

1. 審査委員は、各出場者の演奏を最低1点から最高25点までの得点 (整数) を付すことで評価する。
2. 各審査の評価は、前の審査の評価を考慮してはならない。
3. 予備審査の審査は、1次予選の出場に値する演奏 (合格) と判断した場合、17点以上の得点 (整数) を付すこととする。ただしこのルールは予備審査に限り有効とする。
4. 第1項の審査において、審査委員は、各出場者の演奏に対する評価を審査表 (様式1) に記入し、これに署名し、主催者に提出しなければならない。署名を欠いた審査表は無効とする。
5. 第4項において提出された審査表の得点は、主催者によって集計し、算出された点数を合計点の高い順序に並べ替え、集計表 (様式2) として審査委員へ提示される。

6. 第5項の集計表は、審査委員の氏名を伏せて作成するものとする。
7. 第5項の集計表は、出場者の氏名を開示するものとする。
8. 各審査の通過者および順位は、第5項の集計表をもって審査委員と主催者との審議会によって決定する。
9. 第5項の集計表は、点数の上下カットを行わない。
10. 第2条第3項によりファイナルの審査ができない場合、該当する出場者の得点は、これに該当しない審査委員の平均点を加算する。平均点は、小数第2位の数値を四捨五入して得た数値とする。(例えば、21.75点の場合は、21.8点を加算とする。)
11. 1次予選およびセミファイナルの通過ラインに第3条第1項の人数を上回る出場者が複数いる場合、審査委員は当該同率出場者のみを対象として投票によって通過者を決定する。投票を経てなお同率であった場合には、協議により決定し、協議により処理できないときは、審査委員長長の裁定により処理される。
12. 審議会に立ち会った者は、その内容を一般に口外してはならない。またその議事は非公開とする。

#### 審査結果の公表（第5条）

1. 審査の集計結果については、1次予選、セミファイナル、ファイナルについてコンクール終了後に公式サイトへ公表するものとする。ただし、1次予選については通過者のみその集計結果を公表する。
2. 審査委員は、各審査の選考過程において、審査表の審査委員氏名を明らかにするように求めることはできない。ただし、主催者が特別な事情があると認めるときは、主催者と審査委員長との協議の上、決定する。
3. 審議会における決定については、いかなる異議ないし不服申し立ても許されない。

#### 出場者との接触の禁止（第6条）

審査委員は、1次予選からファイナルまでの期間を通して、主催者が認めるものを除き出場者と接触してはならない。また電子機器を使用した連絡も不可とする。

#### 日本語の規程への準拠（第7条）

この規程に関して発生する問題は、日本語の本規程に基づき、かつ日本の法律に準拠して解決される。

#### 附則

この規程は2020年1月1日より実施する。